



福岡医発第990号(地)
平成18年 8月 5日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武



良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の
一部を改正する法律の公布について

医療に関する選択に資する情報提供の推進、医療の安全を確保するための体制の整備、医療計画制度の拡充・強化等を通じた医療提供体制の確保の推進、地域における医療従事者の確保の推進、非営利性の強化等医療法人に関する制度の見直し、医療従事者の資質の向上等を目的として「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第84号)が平成18年6月21日に公布され、同日以降順次施行されることとなった旨、福岡県保健福祉部医療指導課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、今回の改正に関する施行通知については、本会に届き次第お送りいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽





(公印省略)

18医指第1031号
平成18年7月14日

各関係団体の長 殿

福岡県保健福祉部医療指導課長

良質な医療を提供する体制の確立を図るための
医療法等の一部を改正する法律の公布等について

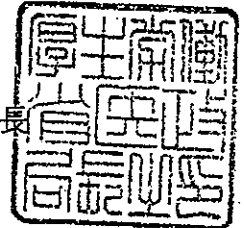
このことについて、厚生労働省から別添写しのとおり通知がありましたので、
お知らせします。



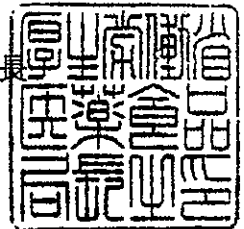
医政発第0630010号
薬食発第0630004号
平成18年6月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



厚生労働省医薬食品局長



良質な医療を提供する体制の確立を図るための
医療法等の一部を改正する法律の公布について

今般、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第84号）（以下「法」という。）が平成18年6月21日に公布され、同日以降順次施行されることとされたところです。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、御了知いただきますよう御願いたします。

なお、今回の改正に関する施行通知については、別途発出する予定であることを申し添えます。

記

第1 改正の趣旨

良質な医療を提供する体制を確立するため、都道府県を通じた医療機関に関する情報の公表制度の導入等医療に関する選択に資する情報の提供の推進、医療の安全を確保するための体制の整備、医療計画制度の拡充・強化等を通じた医療提供体制の確保の推進、地域における医療従事者の確保の推進、非営利性の強化等医療法人に関する制度の見直し、行政処分を受けた医師等に対する再教育制度の創設等医療従事者の資質の向上等の措置を講ずること。

第2 医療法の一部改正

1 総則に関する事項

(1) 目的規定

「医療を受ける者による医療に関する適切な選択を支援するために必要な事項」、「医療の安全を確保するために必要な事項」及び「医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するために必要な事項」をこの法律に定める事項として追加するとともに、「医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保」をこの法律の目的として明記すること。(第1条関係)

(2) 医療提供の理念及び医療提供施設の責務の見直し

- イ 医療提供の理念として、医療を受ける者の意向を十分に尊重すること及び医療提供施設の機能（以下「医療機能」という。）に応じ福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図ることを追加するとともに、調剤を実施する薬局を医療提供施設として位置付けること。(第1条の2第2項関係)
- ロ 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所を退院する患者が引き続き療養を必要とする場合には、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図り、適切な環境の下での療養の継続に配慮しなければならない旨を規定すること。(第1条の4第4項関係)

2 医療に関する選択の支援等に関する事項

(1) 国及び地方公共団体並びに医療提供施設の責務

- イ 国及び地方公共団体は、医療を受ける者が病院、診療所又は助産所の選択に関して必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。こと。(第6条の2第1項関係)
- ロ 医療提供施設の開設者及び管理者は、その提供する医療について正確かつ適切な情報を提供するとともに、患者又はその家族からの相談に適切に応ずるよう努めなければならないものとする。こと。(第6条の2第2項関係)

(2) 病院、診療所又は助産所（以下（2）において「病院等」という。）の管理者は、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に報告し、当該病院等において閲覧に供しなければならないものとする。こと。ととも、都道府県知事は報告された事項の内容を公表しなければならないものとする。こと。(第6条の3関係)

(3) 入退院時の書面の作成及び交付等

- イ 病院又は診療所の管理者は、患者を入院させたときは、入院中の治療に関する計画等を記載した書面の作成並びに交付及び適切な説明が行われるようにしなければならない等とする。こと。(第6条の4第1項、第2項及び第4項関係)
- ロ 病院又は診療所の管理者は、患者を退院させるときは、退院後の療養に必要な保健医療サービス又は福祉サービスに関する事項を記載した書面の作成、交付及び適切な説明が行われるよう努めなければならない等とする。こと。(第6条の4第3項及び第5項関係)

(4) 医業、歯科医業又は助産師の業務等の広告

- イ この法律における規定の仕方を見直すこと等により、医業等に関して広告できる事項を拡大すること。(第6条の5及び第6条の7関係)

- ロ 法律の規定に違反して医業等に関する広告を行った者に対する都道府県知事、保健所設置市の市長及び特別区の区長による立入検査及び当該広告の中止等の命令に係る権限を規定するとともに、罰則の適用について見直しを行うこと。(第6条の8関係)

3 医療の安全の確保に関する事項

- (1) 国並びに都道府県、保健所設置市及び特別区は、医療の安全に関する情報の提供、意識の啓発等、医療の安全の確保に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。こと。(第6条の9関係)
- (2) 病院、診療所又は助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療の安全を確保するための指針の策定、研修の実施等、医療の安全を確保するための措置を講じなければならないものとする。こと。(第6条の10関係)
- (3) 都道府県、保健所設置市及び特別区は、医療安全支援センター（患者又はその家族からの医療に関する苦情への対応、医療の安全の確保に関する情報の提供及び研修の実施等の事務を実施する施設をいう。）を設けるよう努めなければならない等とする。こと。(第6条の11関係)

4 病院、診療所及び助産所に関する事項

- (1) 患者を入院させるための施設を有する診療所の許可等
 - イ 患者を入院させるための施設を有する診療所（以下「有床診療所」という。）の一般病床の設置又は病床数等の変更について、所在地の都道府県知事の許可を受けなければならないものとする。こと。(第7条第3項関係)
 - ロ 有床診療所の管理者について、同一の患者を48時間を超えて入院させることのないように努めなければならないとする規定を廃止するとともに、入院患者の病状の急変時における適切な治療の提供のため、他の病院又は診療所との緊密な連携を確保しなければならない等とする。こと。(第13条関係)
- (2) 都道府県知事は、病床過剰地域における公的医療機関等の病床について、正当な理由がないのに業務を行っていない病床数の範囲内で、病床数削減の許可変更のための措置を採るべきことを命ずることができるものとする。こと。(第7条の2第3項関係)
- (3) 厚生労働大臣より第三の二及び第四による再教育研修を命じられた医師、歯科医師等であって、再教育研修を修了した旨の医籍等への登録を受けていないものは、病院、診療所等の管理者にはなれないこと等とする。こと。(第7条第1項及び第2項並びに第10条関係)
- (4) 地域医療支援病院の管理者は、居宅等における医療を提供する医療提供施設等の連携の緊密化のための支援等、居宅等における医療の提供の推進に関し必要な支援を行わなければならないものとする。こと。(第16条の2第2項関係)
- (5) 特定機能病院の管理者は、五の（2）の医療計画に定める医療連携体制が適切に構築されるよう配慮しなければならないものとする。こと。(第16条の3第2項関係)
- (6) 助産所の開設者は、嘱託する医師及び病院又は診療所を定めておかなければならないものとする。こと。(第19条関係)

5 医療提供体制の確保に関する事項

(1) 基本方針

- イ 厚生労働大臣は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保（以下「医療提供体制の確保」という。）を図るための基本方針を定めるものとする。こと。（第30条の3第1項関係）
- ロ 基本方針は、医療提供体制の確保のため講じようとする施策の基本となるべき事項、医療提供体制の確保に係る目標に関する事項等について定めるものとする。こと。（第30条の3第2項関係）
- ハ 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。こと。（第30条の3第3項関係）

(2) 医療計画

- イ 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。こと。（第30条の4第1項関係）
- ロ 医療計画においては、厚生労働省令で定める疾病の治療又は予防に係る事業及び救急医療、へき地の医療、小児医療等の確保に必要な事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に関する事項、医療機能に関する情報の提供の推進に関する事項等を定めるものとする。こと。（第30条の4第2項関係）
- ハ 都道府県は、地域の関係者による協議を経て、ロの医療ごとに医療連携体制（医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制をいう。以下同じ。）が構築されるよう配慮するとともに、患者が退院後においても継続的に適切な医療を受けることが確保されるように、並びに医療提供施設及び居宅等において提供される保健医療サービス等との連携が確保されるように、配慮しなければならないものとする。こと。（第30条の4第3項関係）
- ニ 都道府県は、医療計画の作成又は医療計画に基づく事業の実施のために必要があると認めるときは、市町村その他の官公署、医療保険者又は医療提供施設の開設者若しくは管理者に対し、医療機能に関する情報その他の必要な情報の提供を求めることができるものとする。こと。（第30条の5関係）
- ホ 都道府県は、医療計画に達成すべき目標を定めるとともに、少なくとも五年ごとに、目標の達成状況等の調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、医療計画を変更するものとする。こと。（第30条の4第2項及び第30条の6関係）
- ヘ 医療提供施設の開設者及び管理者は、医療連携体制の構築のために必要な協力をするよう努めるものとする。こと。（第30条の7第1項関係）
- ト 病院又は診療所の管理者は、居宅等において医療を提供し、又は居宅等における医療の提供に関し必要な支援を行うよう努めるものとする。こと。（第30条の7第2項関係）
- チ 国は、都道府県に対し、予算の範囲内で、医療計画に基づく事業に要する費用の一部を補助することができるものとする。こと。（第30条の9関係）

(3) 医療従事者の確保等に関する施策等

イ 都道府県は、公的医療機関等の管理者その他の関係者との協議の場を設け、これらの者の協力を得て、救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保等の事項に関し必要な施策を定め、これを公表しなければならないものとする。

(第30条の12第1項関係)

ロ 公的医療機関等の管理者等は、都道府県からイの協議に参画するよう求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならないものとする。

(第30条の12第2項関係)

ハ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者は、イにより都道府県が定めた施策の実施に協力するよう努めなければならないものとする。(第30条の13関係)

(4) 公的医療機関

イ 公的医療機関は、(3)のイにより都道府県が定めた施策の実施に協力しなければならないものとする。(第31条関係)

ロ 厚生労働大臣又は都道府県知事は、公的医療機関の開設者又は管理者に対して、医療計画に定められた救急医療等確保事業に係る医療の確保に関し必要な措置を講ずることを命ずることができるものとする。(第35条関係)

6 医療法人に関する事項

(1) 医療法人について、地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たす等、責務に関する規定を設けること。(第40条の2関係)

(2) 医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り行える業務として、有料老人ホームの設置等を追加すること。(第42条関係)

(3) 社会医療法人

イ 医療法人のうち、救急医療等確保事業に係る業務を行っていること等の要件に該当するものとして、都道府県知事の認定を受けたもの(以下「社会医療法人」という。)は、その収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務(以下「収益業務」という。)を行うことができるものとする。(第42条の2第1項関係)

ロ 都道府県知事は、社会医療法人の認定に当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かななければならないものとする。(第42条の2第2項関係)

(4) 医療法人が定款又は寄附行為をもって残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合等には、その者は、国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であって厚生労働省令で定めるもののうちから選定されるようにしなければならないものとする。(第44条第4項及び第50条第4項関係)

(5) 医療法人の管理

イ 役員の任期及び監事の職務について所要の規定を設けること。(第46条の2第3項及び第46条の4第3項関係)

ロ 社団たる医療法人の社員総会について所要の規定を設けること。(第48条の3及び第48条の4関係)

ハ 財団たる医療法人の評議員会について所要の規定を設けること。(第49条から第49条の4まで関係)

ニ 医療法人が作成する事業報告書等及び監事等の作成する監査報告書について所要の規定を設けること。(第51条及び第51条の2関係)

ホ 医療法人、社会医療法人及び都道府県知事のそれぞれについて事業報告書等の閲覧に関する所要の規定を設けること。(第51条の2及び第52条関係)

(6) 社会医療法人債

イ 社会医療法人について、社会医療法人債の発行、募集等に関する所要の規定を設けること。(第54条の2から第54条の7まで関係)

ロ 社会医療法人債は、担保付社債信託法で定める社債とみなすものとする。
(第54条の8関係)

(7) 社会医療法人の認定の取消し及び収益業務の停止に関する要件等を定めること。
(第64条の2関係)

7 その他

罰則その他所要の規定の整備を行うものとする。

第3 医師法の一部改正

1 医師の処分等に関する事項

(1) 処分類型として新たに「戒告」を設けるとともに、医業停止期間の上限を3年とすること。(第7条第2項関係)

(2) 一定の事由により免許の取消処分を受けた医師について、処分の日から起算して5年を経過しない場合には再免許を与えないものとする。(第7条第3項関係)

(3) 厚生労働大臣は、医師について処分をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、当該職員をして当該事案に係るのある病院その他の場所に立ち入り、診療録等を検査させること等ができるものとする。(第7条の3第1項関係)

2 再教育研修に関する事項

(1) 厚生労働大臣は、処分を受けた医師等に対し、医師としての倫理の保持又は医師として具有すべき知識及び技能に関する研修((2)において「再教育研修」という。)を受けるよう命ずることができるものとする。(第7条の2第1項関係)

(2) 厚生労働大臣は、再教育研修を修了した者について、その申請により、再教育研修を修了した旨を医籍に登録するとともに、再教育研修修了登録証を交付するものとする。(第7条の2第2項及び第3項関係)

3 医師の氏名等の公表に関する事項

厚生労働大臣は、医療を受ける者その他国民による医師の資格の確認及び医療に関する適切な選択に資するよう、医師の氏名等を公表するものとする。(第30条の2関係)

4 その他

罰則その他所要の規定の整備を行うものとする。

第4 歯科医師法の一部改正

第3と同様の改正を行うものとする。 (第7条第2項及び第3項、第7条の2第1項から第3項まで、第7条の3第1項並びに第28条の2関係)

第5 保健師助産師看護師法の一部改正

1 保健師免許等の付与に関する事項

保健師又は助産師になろうとする者は、保健師国家試験又は助産師国家試験に加え、看護師国家試験にも合格しなければならないものとする。 (第7条及び第12条関係)

2 保健師等の名称に関する事項

保健師、助産師、看護師又は准看護師でない者は、保健師、助産師、看護師若しくは准看護師又はこれらに紛らわしい名称を使用してはならないものとする。 (第42条の3関係)

3 第3の1の(1)及び(2)並びに2と同様の改正を行うものとする。 (第14条及び第15条の2第1項から第5項まで関係)

4 その他

罰則その他所要の規定の整備を行うものとする。

第6 薬事法の一部改正

1 薬局に関する事項の報告等に関する事項

薬局について、第2の2の(2)と同様の改正を行うものとする。 (第8条の2及び第72条の3関係)

2 その他

罰則その他所要の規定の整備を行うものとする。

第7 薬剤師法の一部改正

1 薬剤師の処分等に関する事項

(1) 第三の一と同様の改正を行うものとする。 (第8条第2項及び第4項並びに第8条の3第1項関係)

(2) 厚生労働大臣は、薬剤師の行政処分等を行うに当たっては、あらかじめ医道審議会の意見を聴かなければならないものとする等薬剤師の行政処分等に係る手続を整備すること。 (第8条第5項から第19項まで及び第12条第2項関係)

2 再教育研修及び薬剤師の氏名等の公表に関する事項

第三の二及び三と同様の改正を行うものとする。 (第8条の2第1項から第3項まで及び第28条の2関係)

3 調剤の場所に関する事項

薬剤師は、医療を受ける者の居宅等において調剤の業務の一部を行うことができるものとする。 (第22条関係)

4 その他

罰則その他所要の規定の整備を行うものとする。

第8 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律の一部改正

1 題名の改正に関する事項

題名を「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」に改めるものとする。（題名関係）

2 臨床修練の対象に関する事項

厚生労働大臣の許可を受けて臨床修練（医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入学した外国医師（外国において医師に相当する資格を有する者をいう。）等が厚生労働大臣の指定する病院において臨床修練指導医等の実地の指導監督の下に医業等を行うことをいう。3において同じ。）を行うことができる者として、新たに外国において助産師、看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士又は救急救命士に相当する資格を有する者（3において「外国看護師等」という。）を追加するものとする。（第3条第1項関係）

3 臨床修練の許可等に関する事項

（1）厚生労働大臣は、外国看護師等が必要な知識及び技能を有すること等の一定の基準に適合していると認めるときでなければ、臨床修練の許可を与えてはならないものとする。（第3条第2項関係）

（2）臨床修練の許可を受けた外国看護師等に係る許可の有効期間は、許可の日から起算して1年を超えない範囲内において厚生労働大臣が定める期間とすること。（第3条第5項関係）

4 その他

罰則その他所要の規定の整備を行うものとする。

第9 施行期日等

1 施行期日

この法律は、平成19年4月1日から施行すること。ただし、この法律の施行に関し必要な経過措置に関する規定の一部は公布の日から、次の改正規定については各々に定める日から施行すること。

（1）第2の4の（1） 平成19年1月1日

（2）第2の4の（3）の一部、第5の3及び4の一部並びに第7の1、2及び4 平成20年4月1日

2 経過措置等

（1）施行日前に設立された医療法人等であつて、施行日において、その定款又は寄附行為に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けていないもの又は残余財産の帰属すべき者として第2の6の（4）に規定する者以外の者を規定しているものについては、当分の間（当該医療法人が、施行日以後に、残余財産の帰属すべ

き者として、これらの者を定める当該定款又は寄附行為の変更をした場合には当該変更につき都道府県知事の認可を受けるまでの間)、第2の6の(4)の規定は適用しないこととすること。(改正法附則第10条第2項関係)

- (2) その他この法律の施行に関し、必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。